破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３３号
北海道室蘭市港北町４丁目16番20号、前住所北海道室蘭市八丁平２丁目36番16号
債務者　牛坂　順一
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
北海道虻田郡洞爺湖町三豊198番地55
債務者　阿部　　孝
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
北海道虻田郡洞爺湖町三豊198番地55
債務者　阿部ふさ子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
群馬県藤岡市譲原1357番地
債務者　竹内こず恵
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１４１号
埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地　２－１－101
債務者　田口　友和
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１００号
埼玉県深谷市上野台507番地104
債務者　関口　由美（旧姓山之内）
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１４１号
埼玉県東松山市旗立台30番地85
債務者　木村　知子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第９１号
愛知県一宮市北今字林三ノ切57番地１　シャトレ愛松尾西203号
債務者　水谷　幸夫
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１０７号
愛知県稲沢市正明寺１丁目３番４　チヨダマンション正明寺202号
債務者　齋藤　雄二
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１１４号
愛知県一宮市北方町中島字黒髭33番地２
債務者　林　　寛行
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４２号
三重県松阪市愛宕町３丁目80番地
債務者　森本千賀子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第７８号
京都府福知山市三和町中出571番地
債務者　坪倉　芳徳
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第１４２２号
堺市西区草部1085番地８　浦田ハイツ203号
債務者　松田　和之
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９６３号
堺市堺区向陵中町１丁３番７号　201号、前住所大阪市都島区都島北通１丁目13番４－902号
債務者　橘　有美子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
大阪府高石市取石７丁目２番５―104号
債務者　元田　健太
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
大阪府藤井寺市小山４丁目16番10号
債務者　中田　正次
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２７７号
大阪府羽曳野市古市４丁目１番11―607号
債務者　藤田　順子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係